

議案第 17 号

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、能率報酬については、市長が定めるところにより支給する。

別表第 5 号を次のように改める。

5	農業委員会の委員 会長	基本報酬 月額	59,000	同上
		能率報酬 年額	農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金（以下「交付金」という。）の範囲内で市長が定める額	
	委員	基本報酬 月額	43,000	
		能率報酬 年額	交付金の範	

			圏内で市長が 定める額	
	農地利用最適化推 進委員	基本報酬	月額	43,000
		能率報酬	年額	交付金の範 圏内で市長が 定める額

別表第56号中「20,000」を「8,800」に、「副市長の旅費相当額」を「同上」に改め、同表第57号中「予算に定める範囲内の額」を「同上」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。